

## 住民票の写しの誤交付について

1 発生日時 令和4年12月9日（金）18時45分ごろ

2 発生場所 加古川市民センター（加古川町寺家町173-1ニッケパークタウン内）

### 3 事案概要

令和4年12月9日（金）18時45分ごろ、AさんとBさんの2世帯分の住民票の写しの交付申請を別々の窓口でほぼ同時に受けた。

AさんとBさんの両方の世帯の住民票の写し（各1枚）を2枚合わせて契印機でセットしてAさんに渡してしまった。

令和5年2月10日になって、Aさんの委嘱を受けた事業者Cが市の公園緑地課にAさんの住民票の写しを添えた書類を提出し、公園緑地課職員が内容点検した際にAさんの住民票の写しにBさんの住民票の写しがセットされているのに気づいた。

この連絡を受けた市民課は、誤交付であることを確認し、交付の有無を調査したが見当たらなかったため、2月13日（月）に加古川市民センターへ照会し、加古川市民センターで交付したものであることが判明した。

Aさんは受け取った後、内容を見ずに事業者Cに渡したとのことであり、事業者Cも内容を確認することなく市へ提出したとのことであり、結果的に誤交付された住民票の写しの内容を確認した者はいなかったため、覚知時期が遅くなった。

### 4 対応

令和5年2月14日、Aさん宅を訪問し経過説明、C社を尋ねるも担当者不在、Bさん宅を訪問するも不在。

令和5年2月15日、C社担当者から連絡あり聞き取り確認。Bさん宅を訪問し、謝罪とともに経過説明をした。

### 5 再発防止に向けた取り組み

契印機に注意喚起の表示を貼付する。

交付担当者の確認はもちろんのこと、他者によるダブルチェックを徹底し、慎重かつ正確なチェックを行うこと、殊に、交付枚数が複数に及ぶ場合には、その整合を注意深く点検することを改めて徹底した。